行政処分義務付等請求事件判決への控訴の提起に係る専決処分の承認を求める ことについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙の とおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年(2016年)11月30日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

行政処分義務付等請求事件に関する控訴の提起について、地方自治法(昭和22年 法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分する。

平成28年(2016年)10月5日

町田市長 石 阪 丈 一

行政処分義務付等請求事件に関する控訴の提起について

下記のとおり控訴を提起する。

記

1 当事者

控訴人 東京都町田市森野二丁目2番22号 町田市

被控訴人

2 事件名

行政処分義務付等請求控訴事件(第1審 東京地方裁判所平成25年(行ウ)第 836号行政処分義務付等請求事件)

3 事件の内容

町田市が被控訴人に対して行った重度訪問介護の支給量を1か月506時間とする決定について、被控訴人が町田市を被告として提起した重度訪問介護の支給量を1か月744時間とする決定の義務付等を求める訴えにつき、重度訪問介護の支給量を1か月655時間を下回らない時間とする決定をせよ等との東京地方裁判所の判決は一部不服であるから、東京高等裁判所に控訴を提起する。

4 控訴の要旨

原判決中控訴人敗訴部分を取り消し、被控訴人の請求を棄却し、並びに訴訟費用 を第1審及び第2審を通じ被控訴人の負担とするとの判決を求める。